

○久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成19年12月20日  
久留米市条例第63号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 紛争の予防に係る手続等

第1節 環境調査書の周知(第5条—第9条)

第2節 環境調査書に対する意見の調整(第10条—第13条)

第3節 調査計画届等の変更又は計画の廃止(第14条・第15条)

第3章 紛争のあっせん(第16条・第17条)

第4章 雑則(第18条—第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 [この条例](#)は、産業廃棄物処理施設の設置に際し、産業廃棄物処理施設の設置が周辺の環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の環境保全上の意見を求めるための手続その他意見の調整及びあっせんに関し必要な事項を定めることにより、設置者の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 [この条例](#)において「産業廃棄物処理施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条各号に規定する産業廃棄物の処理施設

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める産業廃棄物の処理施設

3 [この条例](#)において「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は規則で定める変更をすることをいう。

4 [この条例](#)において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴い周辺住民と設置者との間に生じる環境の保全及び土地の利用方法に関する争いをいう。

5 [この条例](#)において「設置者」とは、産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。

6 [この条例](#)において「指定地域」とは、産業廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の地域であって、[第6条第1項](#)の規定により市長が定めた地域をいう。

7 [この条例](#)において「周辺住民」とは、指定地域内に住所を有する者、指定地域内で農業、林業、漁業等に従事する者その他規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に環境の保全に配慮するよう指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう努めるものとする。

(設置者及び周辺住民の責務)

第4条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画の策定に当たっては、[この条例](#)に定める手続を遵守するよう努めるとともに、周辺の環境が適正に保全されるよう必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 設置者及び周辺住民は、相互の立場を尊重し、紛争を自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 紛争の予防に係る手続等

第1節 環境調査書の周知

(調査計画届及び環境調査書の提出)

第5条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画を策定するときは、次に掲げる事項を記載した調査計画届を市長に提出しなければならない。

(1) 設置者の氏名又は名称及び住所

(2) 施設の概要

(3) 設置場所

(4) [次項](#)に規定する調査の概要

- 2 [前項](#)の規定により調査計画届を提出した設置者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭その他周辺の環境に及ぼす影響について必要な調査を行った上で、規則で定める事項を記載した調査書(以下「環境調査書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定地域)

第6条 市長は、[前条第2項](#)の規定による環境調査書の提出があったときは、規則で定めるところにより、環境調査書に係る指定地域を定めなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定により指定地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者に通知するものとする。

3 市長は、[第1項](#)の指定地域を定めるに当たって、当該産業廃棄物処理施設の設置が本市に隣接する他の市町村の住民に対し環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該市町村の長に環境調査書が提出されている旨の通知をするものとする。

(告示及び閲覧)

第7条 市長は、[前条第2項](#)の規定による通知をしたときは、速やかに、環境調査書の提出があった旨、指定地域、閲覧の場所その他規則で定める事項を告示し、環境調査書を告示の日から30日間、規則で定めるところにより、閲覧に供しなければならない。

- 2 [前項](#)の場合において、市長は、あらかじめ、告示する内容を設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、[前項](#)の通知を受けたときは、周辺住民に対し、印刷物の配布その他規則で定める方法により、環境調査書を作成した旨、[第1項](#)の閲覧の場所その他規則で定める事項について周知に努めなければならない。

(説明会の開催等)

第8条 設置者は、[前条第1項](#)の閲覧期間内に、規則で定めるところにより、指定地域内において環境調査書の説明会を開催しなければならない。この場合において、指定地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、指定地域以外の地域において開催することができる。

- 2 設置者は、[前項](#)の説明会を開催する場合には、説明会開催日の10日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、あらかじめ周辺住民に周知するとともに、市長にその旨を報告しなければならない。

3 市長は、設置者が[第1項](#)の説明会を正当な理由がなく開催しないときは、当該設置者に対し、期限を付して、説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、市長は、[前条第1項](#)の閲覧期間内に説明会を開催することが困難であると認めるときは、[第1項](#)の規定にかかわらず、当該閲覧期間を経過した後であっても説明会を開催するよう求めることができる。

4 [第1項](#)の説明会及び[前項](#)の規定により市長が開催するよう求めた説明会は、開催することができない正当な理由がある場合は、開催することを要しない。この場合において、設置者は、説明会を開催しなかった理由を市長に報告しなければならない。

5 市長は、[第1項](#)の説明会及び[第3項](#)の規定により市長が開催するよう求めた説明会が開催されるときは、その職員をこれに立ち合わせることができる。

(実施状況の報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、[前条](#)の規定により行った説明会の実施状況等について報告を求めることができる。

#### 第2節 環境調査書に対する意見の調整

(意見書の提出等)

第10条 環境調査書について環境の保全上の見地からの意見を有する者は、[第7条第1項](#)の規定による告示の日から起算して45日を経過する日([同項](#)の規定による閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、規則で定めるところにより、意見書を市長に提出することができる。

2 市長は、[前項](#)の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者に送付するものとする。

(見解書の提出等)

第11条 設置者は、意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 設置者は、[前項](#)の規定による見解書の提出後、周辺住民に対し、見解書について、説明会の開催、

見解書の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。

- 3 設置者は、[前項](#)の規定により周辺住民に対し見解書について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(意見の調整)

第12条 市長は、[第10条第1項](#)の意見書及び[前条第1項](#)の見解書の内容に十分配慮し、環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、設置者及び周辺住民双方の意見の調整を行うものとする。

- 2 市長は、[前項](#)の意見の調整を行うときは、必要に応じて久留米市産業廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市長は、周辺住民が産業廃棄物処理施設の設置に関し、設置者との間において、環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うものとする。

第3節 調査計画届等の変更又は計画の廃止

(調査計画届等の変更の届出等)

第14条 設置者は、調査計画届又は環境調査書についてその記載事項の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 設置者は、[前項](#)の規定による届出をした場合、市長が指示するところに従い、[第5条](#)から[前条](#)までの規定の例により必要な手続を行うものとする。ただし、規則で定める変更にあつては、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設設置計画の廃止の届出等)

第15条 調査計画届を提出した設置者は、当該調査計画届に係る産業廃棄物処理施設の設置をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があつたときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

第3章 紛争のあつせん

(あつせん)

第16条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合、設置者及び周辺住民(以下「当事者」という。)の双方又は一方は、市長に対し、あつせんの申請をすることができる。

(1) [第8条](#)に規定する説明会が開催された場合において、[第10条第1項](#)の規定による意見書が提出されないとき。

(2) [第11条第2項](#)に規定する見解書に関する周知が行われた場合において、[第13条](#)に規定する協定が締結されないとき。

- 2 市長は、[前項](#)の申請があつた場合において、[この条例](#)に規定する手続を誠実に遵守していない者の申請であるときその他その性質上あつせんをするのに適当でないときを除き、あつせんを行うものとする。

- 3 市長は、[前項](#)のあつせんを行うため、必要に応じ、本市に隣接する他の市町村のうち必要と認める市、町又は村の長に対し協力を求めることができる。

- 4 市長は、関係市町村長([前項](#)の規定により協力を求めた市、町又は村の長をいう。以下同じ。)と協力して、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。この場合において、市長は、あらかじめ、久留米市産業廃棄物審議会の意見を聴かななければならない。

(あつせんの打ち切り)

第17条 市長は、あつせんに係る紛争について、当事者があつせんに応じないときその他紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

- 2 市長は、[前項](#)の規定によりあつせんを打ち切るに当たっては、関係市町村長の意見を求めるものとする。

- 3 市長は、あつせんを打ち切ったときは、その旨を当事者及び関係市町村長に通知しなければならない。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第18条 市長は、[この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第5条第2項の規定による環境調査書の提出をせず、又は虚偽の環境調査書の提出をしたとき。
- (2) 第8条第3項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
- (3) 第11条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(久留米市産業廃棄物審議会)

第20条 市に、久留米市産業廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第12条第2項及び第16条第4項の規定により市長がその意見を求めたものについて調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(国等に関する特例)

第21条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る第2章の紛争の予防に係る手続等については、この条例の規定にかかわらず、市長と国等との協議により行うものとする。

(適用除外)

第22条 次に掲げる産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又は牽引される産業廃棄物処理施設

(2) 災害、老朽化に伴う解体等により産業廃棄物処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に設置する産業廃棄物処理施設(滅失前の規模以下のものであって、滅失前と同等以上の環境保全上の措置が講ぜられていると認められるものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全上支障がないと認められる産業廃棄物処理施設であつて、規則で定めるもの

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、久留米市の区域内における産業廃棄物処理施設の設置について福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号)の規定により、福岡県知事に対してなされた申請その他の行為又は福岡県知事が行った処分その他の行為は、平成19年4月1日以後に提出された調査計画届に係るものに限り、この条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。